



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第49号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 49, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78859
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高昌文書中の「劑」字について(再補)

- 『吐魯番出土文書』割記(八) -

關尾史郎

【はじめに】

さきに私は、「高昌文書中の「劑」字について『吐魯番出土文書』割記(八) -」(本誌第一六、第一七号)という小文において、高昌国時代の文書に登場する「劑」字の用法について検討したが、その後、新たに陳国燦、楊際平両氏のこの文字に対する所見に接する機会を得た。そこで先の小文を補うべく、その補遺をまとめたが(本誌第三九号)、陳国燦氏の論稿に言及されていた陳仲安氏の「試釈高昌王国文書中之「劑」字」なる論稿についてはついに実現することができなかった。ところが今夏来日された陳国燦氏によって将来された『敦煌吐魯番文書初探』第二編⁽¹⁾に、陳仲安「試釈高昌王国文書中之「劑」字 - 麹朝税制管窺 -」なる論稿が収められていることを知った。この論稿が陳国燦氏の言及されているそれであることは疑いない。

この陳仲安氏の論稿は「劑」字に関する専論だけあって、條記文書をはじめとする「劑」字が使われている高昌文書を表示しているばかりか、遠行馬錢や刺薪といったユニークな税種についても、その内容を確定するなど、副題にある問題についても意欲的にアプローチしている論稿で、今後の高昌国の税制研究にも大きな影響を及ぼすことは必定である。しかしながら、「劑」字の解釈自体については、私見とは大きな距離があるように思われた。これが再補と題して「劑」字について三論する所以である⁽²⁾。

【陳仲安氏の解釈】

陳仲安氏は、遠行馬錢、刺薪・驛羊薪、丁正錢、絹・練・疊、田畝小麥、および馬鞍薦といった「劑」字が付された税目・物品の例ごとに、この字の用法を検討している。

先ず遠行馬錢については、條記文書に見えている「三月劑」とか「八月劑」とかは、それぞれ「三月所出之劑」、「八月所出之劑」と理解すべきであること、しかし「劑」の内容は遠行馬錢を徴収することであるから、遠行馬錢がいかなる税種であったかが明らかにならない限り、「劑」字の解釈も不可能であることを説く。陳氏によれば、遠行馬錢とは遠行馬の供出者に対して国家が支払う補償金の財源として、僧侶も含めた全人民から普遍的に徴収されたものである。しかし徴収される月は年ごとに変動するし、額も四文であったり二文であったりするので(この額は、軍事物資の輸送規模によって規定されているので、その都度変化する)、定時にしてかつ定額の正税ではなく、雑税に属するものと考えられる。

以下、刺薪・驛羊薪は、官府が必要に応じて臨時に徴収する「雑徴科」に属するものであり、丁正錢も、一年に二回以上徴収されており(だから條記文書に「劑」を出す月が明記されている)、丁男が毎年必ず納入すべき正税ではなく、臨時に賦課される「雑税」であったようである。絹・練・疊については、錢で折納されていたようだが、その條記文書に押署している官人は丁正錢のそれと同一人なので、両税は密接な関係にあったことがわかる。次の田畝小麥は、條記文書に「某月劑」とあって

田租とは明確に異なっている。したがって田租が毎年決まった時期に徴収される正税であるとすれば、こちらは臨時に徴収される「額外税収」ということになる。最後の馬鞍薦もやはり国家が必要に応じて臨時に徴収したものである。

以上、要するに高昌国においては、臨時に徴収される税目（雑税）・物品（雑徴調）にはいずれも「劑」字が冠せられたのである。これらの徴収は一年に一回とは限らず、またその月も固定していなかった。したがって文書に「某年某月劑」と明記して、前後の徴収と弁別しなければならなかったのである。「劑」字の原義には契券の意味があるが、南北朝時代になると、藥劑という語に象徴されるように、「分劑」という意味で用いられるようになった（『周書』卷四七藝術・姚僧垣傳）。そして各種の薬品を適量ずつ配合して薬品の処方箋（薬単）が作られることになる。高昌国の諸税や物品の徴収に関係する文書は人名、物品（税目）、数量などが列記されており、おそらくはそれが薬品の処方箋に似ていたのだ、これを「劑」と称したのであろう。

これが陳仲安氏の所説の要約である。結論からすれば、陳国燦氏の臨時税説に等しいが、「劑」字に関する専論であるだけに傾聴すべき知見も随所にみられる。「劑」字本来の字義との関連に言及している結語部分もそのひとつであるが、次にその問題点を探ってみたい⁽³⁾。

【陳仲安氏の解釈の問題点】

陳氏によれば、「劑」字が付されている税目や物品はいずれも臨時に徴収されたものということになる。この場合の臨時とは、一年の間に二回以上必要に応じて何回も徴収されること、一回ごとに徴収される数量も可变的であること、この両者の条件を満たしていなければならない。これはいずれも臨時に徴収されるがゆえに、税の場合は雑税という範疇に入る。陳氏の論でゆけば、この雑税という範疇に対するのが正税のようだが、條記文書から判断する限りでは、正税に該当するのは田租だけになってしまう。しかしこのようなことは考えられないことである。事実として、丁正錢はまさに「丁正錢」なのであって、これが雑税であるとするならば、「正」字はいかなる意味を有しているであろうか。

ひるがえって陳氏が丁正錢を雑税とした根拠を検討してみると、張明憲が刺薪を納入した時期と丁正錢を納入した時期が重ならないということがほとんど唯一の根拠となっている。すなわち彼は六三〇（延壽七）年から六三二（延壽九）年までは刺薪を納入していたが、翌六三三（延壽一〇）年から六三九（延壽一六）年までは丁正錢を納入しており、このことは刺薪に代わって丁正錢を納入したことを示しており、したがって両者の間には互換性があった（両者は基本的に性格を等しくしていた）という理解にもとづいているものと思われる。條記文書を税種ごとではなく、被交付者ごとに整理して税種の年代的な変化を読み取ったことは、ひとつの成果には違いないと思うが、條記文書の被交付者（この場合は張明憲）やその近親者が交付された條記文書の全てを大切に保存していたという確証はないし、さらに納税があれば納入先の官衙が自動的に條記文書を作成・交付したという明証もないのだから、これだけから刺薪と丁正錢の互換性をうんぬんするのは危険であろう。ましてや張明憲が足かけ七年にわたって丁正錢を納入したといっても、現存しているその條記文書は六三四（延壽一一）年、六三八（延壽一五）年、および六三九（延壽一六）年に交付された計七点にすぎないし、彼に交付されたと思われる年次未詳の刺薪の條記文書も三点ばかりあって⁽⁴⁾、これらが六三三（延壽一〇）年以降のものである可能性も十分にあるのだから。

また絹・練・疊に至っては、條記文書に押署している官人がその丁正錢と同一人であるというのがほとんど唯一の根拠である。このことに着目したことはひじょうに正当であると思うが⁽⁵⁾、絹・練・疊が雑税であるという主張の根拠としてはなお薄弱という印象を免れない。

結局冒頭の遠行馬錢に対する位置付けが立論の土台になっているようだが、陳氏はこれについても唐長孺氏から受けた示唆として、一年に二回（一回は春、もう一回は夏か秋）と決められていて、その税額は納入者の貧富によって異なるもの、という解釈の可能性も提示しているのである。にもかか

わらず、この可能性を捨てて上に紹介したような解釈を採った理由については残念ながら明快を欠いている。もしこちらの解釈を採っていたならば、「劑」字の意味もおおのずと違うものになっていたであろう。

ところで同じ臨時税説でありながら、陳仲安氏の所説が陳国燦氏のそれと異なる点のひとつとして、高昌文書中の「劑」字を、その本来の意味から理解しようとした点が上げられよう。この姿勢は高く評価されるべきであろうが、その内容には問題が依然として残っているといわざるをえない。というのは、南北朝時代、この字が「分劑」という意味でも用いられていたことは疑いなく、陳氏が上げた薬品に関して「劑」字が量詞として用いられている例も、ここから派生したと考えられる⁽⁶⁾。しかし「劑」字はあくまでも量詞であって、それ以上ではない。すなわち調合された薬品を数える場合に用いられたにせよ、薬品そのものを指したとは限らず、ましてや処方箋の意味まで持っていたことを、陳氏が例示した史料から読み取ることはできないし、ごく一般的にいってもそれは困難であろう。したがってかりに処方箋と、條記文書に代表される「劑」字を含んだ高昌文書が陳氏の説くごとく、類似した様式を有していたとしても、それはけっして「劑」字使用の理由にはないといえないであろう。大きく譲歩して処方箋からこの文字だけを借用したと仮定しても、それではなぜ田租の條記文書に限っては借用されなかったのか、という疑問が新たに出てこよう。田租の文書も基本的な様式上は、それ以外のものとなんら違いはなかったのだから。結局陳氏の説明でも、「劑」字が臨時に徴収される諸税や物品にのみ冠せられた究極的な理由は相変わらず謎のまま残されているといわざるをえない。これは、高昌文書中の「劑」字は臨時という意味に解釈できない、ということにほかならないのである。このことを再度確認しておきたいと思う⁽⁷⁾。

【お わ り に】

さて、「劑」字の解釈という点においては本論で述べたごとく、私見との大きな距離を認めないわけにはいかないが、陳仲安氏のこの論稿は、多くが断片的である條記文書に対してはじめて本格的な分析を行なったものとして、高く評価されるべきものであると私は思う。

ただ大事なことは、現存している條記文書はあくまでも二次利用されて偶然残ったものであり、高昌国時代に作成された條記文書の全てではないということである。そればかりか、あらゆる納税行為に対応して條記文書が作成・交付されたということすら確言できる段階にはないのである⁽⁸⁾。もちろんだからと言って、高昌国の税制研究における條記文書の史料的な価値を否定するつもりは毛頭ない。むしろ貴重な史料であるがゆえに、その分析に際しては、史料批判の手続きを慎重に行なうべきであって、それによってはじめて、税制はもとより、高昌国のさまざまな制度とその背後にある吐魯番社会が私たちのまえに接近してくるのではないだろうか。これはほかの誰でもない、当の私に課せられた課題なのである。

(完)

【註】

- (1) 唐長孺主編、武漢 武汉大学出版社・武汉大学学术叢書、一九九〇年。
- (2) この小論で言及するのは、あくまでも「劑」字に関する陳仲安氏の所説であって、多岐にわたるそれ以外の論点については、關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究—條記文書の古文書学的分析を中心として—」の(三)(『人文科学研究』第七八輯、一九九〇年)以下で、逐次言及する予定であるが、唯一、遠行馬錢の性格については、唐代の長行馬錢がこの税を基本的に承継したものであるとすると、以下の本論で紹介する陳氏の解釈は成立しがたいように思われる。そう考えるに至った根拠は、長行馬(價)錢の納入に関わる唐(周)代の領抄文書、「如意元(六九二)年八月史玄政付長行馬價錢抄」(64TAM35:28 〈録〉『文書』Ⅶ、四四一頁)の第三行目にみえている「其錢是戸内衆備馬價、李黑記」(李黒は里正で文書の交付者)なる付記である。これによって、少なくとも長行馬(價)錢は、長行馬の供出を免除されたかわりに納入すべきものだったことが判明する。

- (3) 上述したように、「劑」字が付された税を臨時税とする点は陳国燦氏の所説に等しいので、問題点も重なる部分があるが、ここでは陳仲安氏の所説だけを対象として論を進める。
- (4) 關尾、前掲「トゥルファン出土高昌国税制關係文書の基礎的研究」(二)(『人文科学研究』第七六輯、一九八九年)、八三頁表Ⅻ、参照。
- (5) ただしその一方で、陳氏は丁正錢の條記文書と田租のそれに同一人が押署しているという(同、一一頁)。しかしこれでは田租と丁正錢が共通した性格を有していたということになるので、陳氏の立論は根本的に成立しなくなるのではないだろうか。
- (6) 劉世儒『魏晉南北朝量詞研究』北京 中華書局、一九六五年、第二章第三節、参照。
- (7) ただし條記文書をはじめとする高昌文書にみえる諸税のなかに、陳仲安氏や陳国燦氏がいわれるような臨時税がなかった、というつもりはない。少なくともそこまで断言できる段階にはまだ至っていない、というのが正確なところだろう。
- (8) 現存している條記文書の紀年から判断する限り、條記文書は高昌国の末期において作成・交付が開始されたと考えることができよう。さらにまた、主として文書の形態と出土状況からみると、諸税の納入者のごく一部の、その納入行為の一部に対してのみ作成・交付されたにすぎないのではないかと思われるのである。

(一九九〇年一〇月一〇日稿了)

付記 来日された陳国燦氏から、陳仲安氏が病に倒れられたと伺った。陳氏の日も早い本復を心から祈念したい。

渡 邊 哲 信 略 伝 (稿)

片 山 章 雄

【は じ め に】

前篇(『会報』第44号)に続いて、今回は渡邊哲信の略伝(稿)を掲載させていただく。これまで渡邊哲信の伝記といえそうなものは、前回の「目録」中の文献Sしかなかったが、そこにおいても、探検中の部分に多くの紙数をさいている。本稿は、独自に集めた前回の「目録」収載の文献をもとに筆者が試みた略伝(稿)であり、文中()内の出典も前回の「目録」中の文献を示している。なお、探検中の行程および漢文文献に限っての将来品の入手成果と問題点は続篇となる。

渡邊哲信は、広島県三原の人。1874(明治7)年9月12日、西本願寺派の浄念寺に、父聞信・母サチの長男として生まれた。没年は1957(昭和32)年3月17日、82歳と6か月の生涯だった。

以下経歴を略記する。広島中学・西本願寺文学寮を経て、1895(明治28)年同高等科卒業、まもなく大谷光瑞の側近となったという¹⁾。1896(明治29)年5月17日、国元より持参した亡父の遺骨の一部をインドはブダガヤの菩提樹の下に埋葬し(J)、エジプト・パレスティナ・トルコ・黒海等を経由しロシアに留学した(同年6月の記録がA)。同年秋、ペテルスブルグでの滞在中に徳富蘇峰に会っている。同行に足利瑞義があった(Kによる)。留学は一年で、ロシア語が堪能になったという(Bによる)。帰国の後、1899(明治32)年12月4日には、光瑞に随行して神戸から外遊の途につく(Qによる)。インド・地中海を経てイギリスへ(1900年)。同年7月からの光瑞の北極行に随行したかどうかは不明。留学中にはイギリスの宗教制度を研究するとともに、5世紀のネストリウス派キリスト教徒にも関心をもった(B)。

1902(明治35)年8月、ロンドンで THE TIMESの取材を受けた(その記事がB)後、光瑞に従ってヨーロッパ・ロシア経由で中央アジア探検に参加、同行に堀賢雄・井上弘円・本多惠隆があった。探検の経過・成果は後述するが、帰国時は堀と別れて1904(明治37)年5月4日、神戸に到着したという²⁾。杉村楚人冠に頼まれ(⑤)探検談を新聞に連載するが(①)、このころ大陸に渡り、遼陽から秋には北京に入ったという(L)。1904年1月ないし4月に発行³⁾された『印度撮影帖』のうち、1月奥付本は北京のG. E. モリソンに渡邊哲信から献本され、それが現在東洋文庫に所蔵されている(請求番号XI-6-c-1)が、それに付された短文の発信地と思われる記載は「Peking」、日付は「Mar. 14. 05」なので、献本した頃は北京にいたのであろう。

1910(明治43)年4月には、インドから地中海経由でヨーロッパに向かう光瑞一行を、ロンドンからマルセイユに急行して迎え、ロンドンに戻っては3か月を過ごした後、壽子裏方と九条武子のヨーロッパ・ロシア巡遊に同行し、シベリア経由で同年10月に帰国している。

この前後のことか、光瑞の六甲の別邸二楽荘での思い出も書き記しているが(P)、その後は本願寺築地別院の輪番として東京におり、1908(明治41)年のヘディンの来日以来具体化しつつあった志賀重昂らの中央アジア探検の計画には、益田孝らの依頼によって探検談を講じるなど、相談役として会合のたびごとに築地精養軒他に足を運んでいる。この計画は辛亥革命によって中止となったが(以上⑤)、1912(明治45)年6月の橋瑞超の帰朝直前に受けた新聞取材では、貴重な談話(Hに所収)を残している。

1915(大正4)年、築地別院の輪番を辞し、11か月間東京で放浪、亀井陸良に相談して報知新聞社に入り、北京特派員となる(以上L)。後に順天時報第3代社長亀井を承継して第4代社長となるが、同紙は1930(昭和5)年3月27日の9285号をもって廃刊になったという(以上S)。この後は一時期、仏教関係その他の雑誌に西域探検の回想を書き、また、折から企画された『新西域記』の編纂にも、「東京に在りて」転載許可の交渉で協力している(同書の上原芳太郎「緒言」)ので、すでに中野区東郷町⁴⁾に住んでいたはずである。

1940(昭和15)年には著書『佛教偉人傳』(N)を上梓しているが、同年の『西域画聚成』刊行のころ、渡邊哲信私蔵の新疆壁画2点は中野の自宅から搬出されて、銀座・松坂屋で展覽されたという。1943(昭和18)年ころ、広島県三原市の浄念寺に戻り、1948(昭和23)年、光瑞が遷化してからは、七回忌の『大乘』の特集号に詩(O)や文章(P)を寄せているが、この後の健康状態は不明。ただし、このころには私蔵していた壁画を自ら東京国立博物館に納めていたらしい(Rの25頁所載の壁画千体仏断片、『東京国立博物館図版目録 大谷探検隊将来品篇』では12)。

1955(昭和30)年、大谷光瑞上人百万人署名運動に署名している記録(広島の『寿光タイムス』第35号、同年10月1日3面)以外に印刷物の資料は乏しく、上述のように1957年3月17日、老衰のため逝去したという。

【註】

1) 文献Sに「ある年、文学寮で大運動会が催されたとき、大谷光瑞新法主が臨席して、学生の運動会を観覧中、渡辺哲信と堀賢雄と橋瑞超との三人の運動ぶりが光瑞の目にとまったのが縁となり、やがてその側近に事えるようになった。これが何年何月のことであったかは明らかでないが、彼の文学寮高等科卒業は明治二十八年であるから、光瑞新法主の側近の人となったのはそれ以後のことで、二十二、三歳の頃であろう」(175頁)と記すが、堀は1880年生まれで20歳のとき富山の蓮照寺に養子に入って堀姓となり、橋は1890年生まれ、1905年愛知県立第一中学三年修了というから、渡邊哲信の経歴と照らしても、このエピソードをそのまま信じるわけにはいかない。

2) 文献Qは「九月二日日本に帰国」(34頁)とし、S(185頁)もそれに依拠しているようであ

るが、より信憑性のあるGによる。

3) 奥付は「一月十日」のものと「四月卅日」のものがある。

4) 文献Sでは「東郷町五」(187頁)とするが、偶目した渡邊哲信発信の手紙の封筒では「東郷町三五」と読める。

■ 紹 介 馬 雍『西域史地文物叢考』 侯 燦『高昌樓蘭研究論集』

今夏に中国で発行された吐魯番出土文物に関する二冊の個人論文集が、最近相次いで国内の書店にも入荷した。ひとつは、先年急逝された馬雍氏(元中国社会科学院歴史研究所)の『西域史地文物叢考』(北京 文物出版社、1990年6月)であり、いまひとつは侯燦氏(新疆師範大学歴史系)の『高昌樓蘭研究論集』(烏魯木齊 新疆人民出版社、1990年7月)である。前者については余太山氏による編集後記が既に四年も前に発表されており(『新疆社会科学』1986年第4期、124-126)、本書自体の発行が長い間待望されていたものであった。また後者は「自序」によると、九州大学の西谷正教授の斡旋により出版助成を得たものであり、その翻訳も西谷教授のもとで進められているという。とにかく吐魯番出土文物研究に牽引的な役割を演じてきた馬、侯両氏の論文集に接することができるようになったことは、洵に喜ばしいことである。

前者はそのタイトルにもあるように吐魯番に限定されず、樓蘭や敦煌、さらにはバキスタン出土の文物にまで及び、時代的にも漢代にまで遡り、馬王堆出土文物に関する論稿も収録されている。それに対して後者は吐魯番と樓蘭に関するものばかりだが、長らく現地にあつて多くの発掘に従事した著者ならではの調査報告や学界動向なども含まれている。しかし吐魯番出土文物に関連する論稿が主体になっていることは両者の共通点として指摘できよう。そればかりか、高昌郡・高昌国時代の問題や文書を取り上げていることも共通している。とくに随葬衣物疏に関する研究では、前者の「吐魯番的“白雀元年衣物券”」がいわばその出発点にあたることすれば、後者の「吐魯番晋-唐古墓出土随葬衣物疏綜考」は現時点でのひとつの到達点ともいえるものであり、また前者の「略談有關高昌史的幾件新出土文書」が中国における高昌国の官制研究に先鞭をつけたものであることすれば、後者の「麹氏高昌王国官制研究」はこれまたある意味で現時点における集大成ではあり、両者をあわせ読むことにより、我々は期せずして中国における吐魯番文物研究の軌跡をたどることになる。

(N)

■ 案 内 ■

「大英博物館－芸術と人間－展」が、10月20日(土)から12月9日(日)まで、大英博物館・日本放送協会・朝日新聞社ほかの主催により東京の世田谷美術館で開催されています。メソポタミア、エジプト、ギリシャなどのものが主体ですが、「第五部 西域」として、スタイン・コレクションが三〇点ばかり出展されています。敦煌から将来された仏画が大半を占めますが、トゥルファン将来品も「婦人像木俑」と「木造家鴨」の二点が含まれています。

この展覧は、来年1月5日(土)から2月20日(水)までは、山口の山口県立美術館で、また3月9日(土)から5月7日(火)までは、大阪の国立国際美術館でも開催が予定されています。

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)